



第2期福岡県 文化芸術振興 基本計画

令和8(2026)年度→令和12(2030)年度

1 計画の概要

計画策定の趣旨

令和3(2021)年3月に策定された「福岡県文化芸術振興基本計画」の対象期間が終了することに伴い、本県の文化振興をさらに活性化するために、文化芸術を取り巻く状況やこれまでの取組・成果、課題等を踏まえ、「第2期福岡県文化芸術振興基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

計画の位置付け

本計画は、福岡県文化芸術振興条例第5条に規定する基本計画として策定するものであり、国が定める下記の計画として位置付けるものです。

- 「文化芸術基本法」第7条の2に規定する「地方文化芸術推進基本計画」
- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条に規定する「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」

計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。ただし、文化芸術に関する状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

対象となる文化芸術の範囲

福岡県文化芸術振興条例及び「文化芸術基本法」の規定を踏まえ、芸術、メディア芸術、伝統芸能、民俗芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、伝統工芸、文化財等の分野とします。

2 目指す姿と4つの施策の柱

目指す姿

地域で守り伝えられてきた文化を守り、より良いものに高め、将来世代に受け継いでいくとともに、一人ひとりが自分らしく、文化芸術を創造し、享受することができる環境づくりを進め、地域の暮らしの中に文化芸術があふれる「県民の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現」を目指し、4つの柱を設定し、本県の文化芸術の振興に取り組みます。

4つの施策の柱

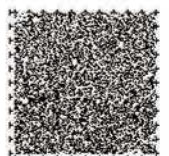
福岡県文化芸術振興条例に基づき基本的施策を推進していくにあたって、4つの柱を設定し、本県の文化芸術の振興に取り組みます。

《柱1》文化芸術の振興

《柱2》文化芸術に親しむことができる環境づくり

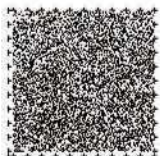
《柱3》障がいのある人の文化芸術活動の推進

《柱4》文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信



施策体系図

施策の柱	施策の方向性	施策	目指す姿
① 文化芸術の振興	① 芸術・芸能・生活文化等の振興	●芸術・芸能・生活文化等活動の推進	県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現
	② 伝統芸能・伝統工芸等の継承・発展	●伝統芸能等の継承・発展 ●伝統工芸の継承・発展	
	③ 文化財等の保存・活用	●文化財等の保存 ●文化財等の活用	
	④ 世界文化遺産等の継承	●「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(ユネスコ世界文化遺産)の保存・活用 ●「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」(ユネスコ世界文化遺産)の保存・活用 ●「山本作兵衛コレクション」、「朝鮮通信使に関する記録」(ユネスコ世界の記憶)、「山・鉾・屋台行事」(ユネスコ無形文化遺産)などの保存・活用	
② 文化芸術に親しむことができる環境づくり	① 文化芸術を育む人づくり	●文化芸術の担い手の育成・確保 ●青少年・高齢者の文化芸術活動の充実 ●学校教育における文化芸術活動の充実 ●顕彰の実施	
	② 文化芸術に親しむ機会の充実	●県民の鑑賞等の機会の充実 ●文化芸術に関する県有文化施設の充実・活用促進	
	③ 文化的・歴史的景観等の保全・活用	●文化的・歴史的景観等の保全・活用	
③ 障がいのある人の文化芸術活動の推進	① 障がいのある人の文化芸術活動の促進	●鑑賞の機会の拡大 ●創造活動・発表機会の拡大	
	② 障がいのある人の創造活動を支える体制づくり	●創造活動への支援 ●文化芸術活動を支える人材の育成・確保	
④ 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信	① 文化芸術を活用した地域活性化	●文化芸術を活用したまちづくり・産業・観光等の振興	
	② 文化芸術を通じた国際交流の推進	●アジアその他地域等との文化芸術を通じた国際交流の推進	
	③ 文化芸術の魅力の発信	●国内外への文化芸術の魅力に関する情報の発信	

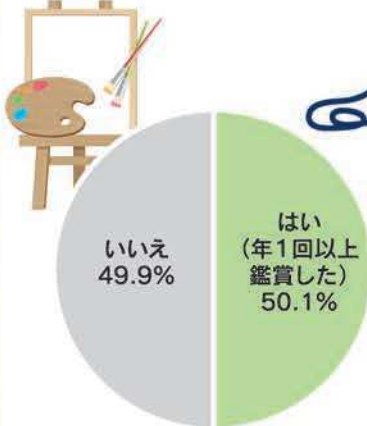


3 県民の文化芸術活動等に関する実態調査

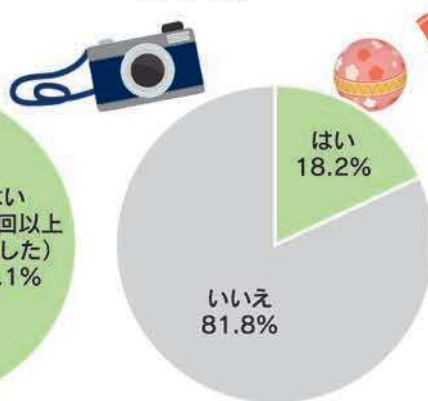
福岡県では、県民の文化芸術活動等の状況を把握するため、「福岡県における文化芸術活動実態調査」を実施しました。今後、この調査結果も踏まえながら、施策を展開していく必要があります。

主な設問と回答結果

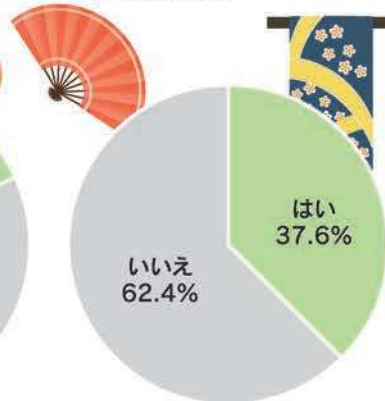
過去1年間に文化芸術を直接鑑賞しましたか(県内に居住する18歳以上の男女個人回答)



過去1年間に自ら文化芸術活動を実践しましたか(県内に居住する18歳以上の男女個人回答)



事業所で文化芸術活動を実施していますか(県内の指定障がい福祉サービス事業所回答)



県内で障がいのある人の文化芸術活動についての相談体制の整備や支援者の育成(研修等)に関する施策は十分だと思いますか(県内の指定障がい福祉サービス事業所回答)



4 施策の展開

柱1 文化芸術の振興

令和11(2029)年度に予定されている新福岡県立美術館の開館やその準備をきっかけとして、文化芸術の振興への県民の理解と関心をより喚起し、県民の文化芸術活動の場をさらに広げるとともに、地域の多様な人々により行われる文化芸術活動への支援、県内各地域の歴史・風土などを反映した特色ある多様な文化芸術を保護し、その発展を図ります。

～施策の方向性・施策～

- (1) 芸術・芸能・生活文化等の振興
 - 芸術・芸能・生活文化等活動の推進
- (2) 伝統芸能・伝統工芸等の継承・発展
 - ア 伝統芸能等の継承・発展
 - イ 伝統工芸の継承・発展

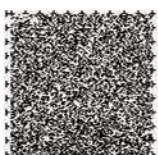


「福岡伝統芸能フェスタ」(大濠公園能楽堂)



新福岡県立美術館実施設計時のパース画像

©隈研吾建築都市設計事務所



(3) 文化財等の保存・活用

- ア 文化財等の保存
- イ 文化財等の活用

(4) 世界文化遺産等の継承

- ア 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(ユネスコ世界文化遺産)の保存・活用
- イ 「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」(ユネスコ世界文化遺産)の保存・活用
- ウ 「山本作兵衛コレクション」、「朝鮮通信使に関する記録」(ユネスコ世界の記憶)、「山・鉾・屋台行事」(ユネスコ無形文化遺産)などの保存・活用



特別史跡 大宰府跡



世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」沖津宮(沖ノ島)

～成果指標～

指 標	現状値(年度)	数値目標(年度)
文化芸術を直接鑑賞した県民の割合	50.1% (R7 調査)	75.0% (R12 調査)
「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産への来訪者数	909,243 人 (R6)	1,000,000 人 (R12)

柱2 文化芸術に親しむことができる環境づくり

「福岡県アーツカウンシル(仮称)」を設立し、文化芸術を担う人材の育成や支援を行うとともに、関係機関と連携・協働しながら、県内の多様な文化芸術活動が持続的に発展する環境を醸成していきます。

県民がその年齢、障がいの有無や国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるインクルーシブ(社会包摂的)な環境づくりを進めることで、県民全体のウェルビーイングを向上させていくことを目指します。

～施策の方向性・施策～

(1) 文化芸術を育む人づくり

- ア 文化芸術の担い手の育成・確保
- イ 青少年・高齢者の文化芸術活動の充実
- ウ 学校教育における文化芸術活動の充実
- エ 顕彰の実施



「ふくおか県芸術文化祭オーピングフェス」の音楽公演



新進気鋭の芸術家育成事業成果展(九州芸文館)

(2) 文化芸術に親しむ機会の充実

- ア 県民の鑑賞等の機会の充実
- イ 文化芸術に関する県有文化施設の充実・活用促進

(3) 文化的・歴史的景観等の保全・活用

- 文化的・歴史的景観等の保全・活用



国選定文化的景観「求菩提の農村景観」

～成果指標～

指 標	現状値（年度）	数値目標（年度）
自ら文化芸術活動を実践した県民の割合	18.2% (R7 調査)	30.0% (R12 調査)
ふくおか県芸術文化祭の参加者数 (主催事業、共催事業及び助成事業)	83,216 人 (R6)	100,000 人 (R12)

柱3 障がいのある人の文化芸術活動の推進

障がいのある人が参加できる鑑賞、創作、発表の機会を提供するとともに、文化芸術活動を支援するための関係機関との連携、協力や人材の育成、確保等を推進し、文化芸術活動を通じた個性及び能力の発揮並びに社会参加を図ることで、誰もが多様な選択肢を持つ社会の構築につなげていきます。

～施策の方向性・施策～

(1) 障がいのある人の文化芸術活動の促進

- ア 鑑賞の機会の拡大
- イ 創造活動・発表機会の拡大

(2) 障がいのある人の創造活動を支える体制づくり

- ア 創造活動への支援
- イ 文化芸術活動を支える人材の育成・確保



ツナガルアートフェスティバルにおける作品制作の様子



まごころアート展示ブース（県庁1階ロビー）

～成果指標～

指 標	現状値（年度）	数値目標（年度）
施設内外を問わず、文化芸術活動を行った指定障がい福祉サービス事業所の割合	37.6% (R7 調査)	60.0% (R12 調査)
障がいのある人の文化芸術活動に関する施策（相談体制・支援者育成）への満足度	27.1% (R7 調査)	40.0% (R12 調査)

柱4 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

地域における文化芸術の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野における施策との有機的な連携により地域の活性化や地域課題の解決を図るとともに、本県の文化芸術の魅力を一層強く発信し、文化芸術を通じた国内外の地域との交流の推進を図ります。

～施策の方向性・施策～

(1) 文化芸術を活用した地域活性化

- 文化芸術を活用したまちづくり・産業・観光等の振興

(2) 文化芸術を通じた国際交流の推進

- アジアその他地域等との文化芸術を通じた国際交流の推進

(3) 文化芸術の魅力の発信

- 国内外への文化芸術の魅力に関する情報の発信



地域伝統行事お助け隊
「大善寺玉垂宮の鬼夜」(久留米市)



芸術による地域交流促進事業(東峰村・添田町) 県内に約140基ある万葉歌碑 アクロス福岡「匠ギャラリー」

～成果指標～

指 標	現状値(年度)	数値目標(年度)
居住地域における文化的環境の満足度	28.8% (R7 調査)	40.0% (R12 調査)
アクロス福岡「匠ギャラリー」来場者数	265,937人 (R6)	300,000人 (R12)

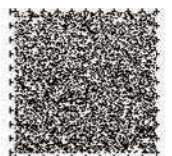
5 推進体制

(1) 推進体制

- 市町村や国、都道府県との連携、文化芸術団体、教育団体、企業等との連携、庁内連携を図ります。
- 「福岡県アーツカウンシル(仮称)」の設立に向けた検討を行うとともに、令和9年度(予定)の設立後は関係機関と連携・協力しながら、県内の多様な文化芸術活動の活性化を図ります。

(2) 進行管理

- PDCAサイクルによる進行管理を行い、進捗状況を福岡県文化芸術振興審議会へ報告します。





第2期福岡県文化芸術振興基本計画 **概要版**

発行日／令和8年3月

編集／福岡県人づくり・県民生活部文化振興課（～令和8年3月）
福岡県市町村・地域振興部文化局文化政策課（令和8年4月～）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL 092-643-3382 FAX 092-643-3347
E-mail:bunsei@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料

分類記号 JA	所属コード 5200205
登録年度 07	登録番号 0006